

「^{みやこ}京・地域福祉推進指針」（２０２４年改定）案に対する
市民の皆様からの御意見・御提言と本市の考え方

1 実施期間

令和６年１月９日（火）～令和６年２月９日（金）

2 応募方法

郵送、持参、FAX、電子メール、
京都市情報館（ホームページ）の意見募集フォーム

3 応募結果の概要

応募者数 １９５人
御意見・御提言数 ２２７件

(1) 京都市在住・在勤別人数

	京都市在住	その他	無回答	合計
応募者数（人）	191	3	1	195
構成比（％）	98.0	1.5	0.5	100.0

(2) 年代別人数

	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答	合計
応募者数（人）	2	21	27	41	36	20	43	2	3	195
構成比（％）	1.0	10.8	13.9	21.0	18.5	10.3	22.0	1.0	1.5	100.0

(3) 項目別御意見・御提言数

項 目	御意見・御提言数
1 プラン全体	13
2 第１章 京・地域福祉推進指針について	23
3 第２章 改定の背景・方向性	24
4 第３章 指針の体系 １ 基本理念、重点目標、推進項目	44
5 第３章 指針の体系 ２ 指針が目指す地域のイメージ	96
6 第４章 指針の推進・評価体制	2
7 参 考 本市の地域福祉を取り巻く状況	7
8 その他	18
計	227

4 意見の内容と本市の考え方

別紙のとおり

**「京・地域福祉推進指針」(2024年改定)案に対する
市民の皆様からの御意見・御提言と本市の考え方について**

I 「京・地域福祉推進指針」全般について

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
1	市民に対する優しさが伝わる内容で安心した。	1	地域住民、関係機関・団体、行政とが連携し、本指針の目指す地域共生社会の実現に向け、引き続き取組を進めてまいります。
2	指針は福祉そのものであるが、縦割り行政からの新しい方向性を推進してほしい。	1	
3	基本理念に共感する。全世代・多分野にわたる計画の策定に期待する。	1	
4	支え合いや協働の輪を広げていくには、多くの人々の共感が不可欠であるが、指針は「複雑かつ難解」という印象を持つため、より分かりやすい言葉を使うことが必要であり、専門用語等については、説明を設けるべきである。	2	記載内容の工夫やコラムを盛り込むなど、本指針に反映します。
5	自分さえよければよい社会ではいけない。	1	本指針が目指す地域共生社会の実現に向けては、推進項目1に掲げるように、より多くの地域住民が支え合いに関わり、互いに「支え手」「受け手」となることで、やりがいと喜びを感じられる地域にしていくことが大切です。世代や分野を超えた、様々な人や団体等のつながりによって、悩みがあっても、相談や支援につながり、日常のつながりを通じて地域の中で様々な課題にも互いに助け合いながら生きていくことができるような地域づくりを目指して、取組を進めてまいります。
6	全体的によくまとまっている。	1	引き続き、分かりやすい資料による説明に努めます。
7	「・」印が、項目の「・」と文中の「・」に混在しており見分けづらく、文中は「と」「や」でつなぐなど使い分けをわかるようにしてほしい。	1	
8	地域内で解決可能な課題と行政や関係機関との共助で解決すべき課題を整理し、取組を推進することが理想であり、地域ごとに議論を可能にするための受け皿づくりとして、まずは、行政や関係機関等から市民に向けての理解促進のための情報提供や発信を様々な手法で実施することが必要。	1	引き続き、より多くの市民の皆様にご理解いただけるよう、広報等の充実に努めてまいります。
9	指針について、冊子を配布するだけでなく、実際に活用できるものとしてほしい。周知、広報等もQRコードや動画の掲載等WEB(ICT)の活用も検討するなど工夫してほしい。	1	
10	地域活動に無関心な層への働きかけや、地域参加のハードルを下げる必要性等について、地域で共有し考えることが必要。他都市や国内外の参考になる事例を収集し、地域へ発信しつつ、取り入れてほしい。	1	これまでから、福祉ボランティアセンターによる講座、相談、情報発信や、つながりの場を提供したり、ワークショップ等を行うイベントの開催、地域支え合い活動創出コーディネーターの活動、そして学区社協の活動等、多様な地域福祉活動が行われており、こうした活動の機会を捉え、周知啓発を推進しております。また、今後は、世代や属性を超えた交流や暮らしの中にある興味・関心をきっかけとした地域づくり、社会参加に向けた取組等を推進していくことにより、地域福祉に関心のない層の住民が自然に地域福祉に関わる機会を増やすなど、効果的なアプローチも検討していきます。
11	地域課題は複雑・複合化しているが、どういう時にどこへ相談したら良いのか、住民がどういう組織に頼ったら良いのか、活動団体がどう動いたら良いのか、一目でわかると良い。	1	具体的な制度・事業について、本市では、生活全般であれば「京都市生活ガイドブック暮らしのてびき」、高齢者であれば「すこやか進行中」を発行するなど、地域住民の様々な生活課題への対応等を分かりやすくお知らせしているところですが、本指針においても、新たに「重層的支援体制の推進」を位置付け、相談者の属性・世代、相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止める体制を推進することとしております。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
12	分野を超えてつながる重層的支援を推進項目に掲げているが、指針における他分野計画との関係性と、各計画等における他分野計画との関係性にズレがある。ほほえみプランや口腔保健食育プランに指針のことは触れられていない。	1	各分野別計画においても、各分野に関連する地域づくりの取組を推進していくこととしており、本指針はこれら取組の方向性を指し示すものとして策定したうえで、連携して取組を進めていくこととしています。

II 第1章 京・地域福祉推進指針について

13	「地域力」がコロナ禍を経てさらに大きく揺らぐ中、地域の担い手となる方々が抱く危機感と、指針の記載にギャップを感じる。「京都の地域力」の基盤となる自治会・町内会活動が減退する中、その活動に対する効果的な支援や、小さなエリアの地域コミュニティ活性化に向けた施策を盛り込んでほしい。	1	本市では、長い歴史の中で培われてきた住民自治の伝統の下、住民同士の支え合いの精神に基づく地域コミュニティが形成されています。そうした地域コミュニティの活性化に向け、本市では「地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定し、住民のライフスタイルや価値観の多様化、単身世帯の増加などを背景とした、住民間のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足等の課題への対応や情報共有の円滑化や効率化、地域活動に参加しやすい環境づくりに向けたICTツールの導入支援などによる地域活動の効率化や負担軽減、地域活動への参加者の裾野拡大に本指針とも密に連携し、取り組んでまいります。本指針では、推進項目1の取組項目⑧に「地域コミュニティ活性化の取組との連携」を設定し、関係部署や関係機関・団体等とも連携しながら、京都が誇る「地域力」を未来に引き継ぐとともに、優しさのあふれる共生の文化の推進に向け、取組を進めてまいります。
14	「文化」として根付く「地域力」という表現は、弱まっていく地域力を何とか継承していきたいという切迫感や奮闘が感じられない。	1	本市では、長い歴史の中で培われてきた住民自治の伝統の下、住民同士の支え合いの精神に基づく地域コミュニティが形成されてきたため、「文化」として根付く「地域力」と表現しています。しかしながら、世帯構造や雇用形態の変化、コロナ禍の影響等による地域や人間関係のつながり希薄化等が福祉課題の複雑・複合化につながっています。地域コミュニティの活性化に向けては、「京都市地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定する等、「地域の一員」として安心して快適に暮らせる地域づくりを進めていくため、近年のICTツールの普及・拡大や地域課題への多様な主体の参画など時代の変化を見据えながら、取組を進めております。本指針では、推進項目1の取組項目⑧に「地域コミュニティ活性化の取組との連携」を設定し、関係部署や関係機関・団体等とも連携しながら、京都が誇る「地域力」を未来に引き継ぐとともに、優しさのあふれる共生の文化の推進に向け、取組を進めてまいります。
15	地域福祉の推進に当たって、自治会、町内会による「地域」がベースとなっており、地域のつながりが希薄化している中、実態と乖離があるのではないかと。	1	地域福祉においては、日々の暮らしの場である身近な地域で生じる課題等に対して、地域のことを最もよく知る地域住民が主体となって地域づくりを進め、地域の中で対応する環境を高めていくことが大切です。本市として、地域の主体的な活動を推進するとともに、地域だけでは解決が難しい課題等に対して、行政の下に支援関係機関がしっかりと受け止め、連携して解決が図ることができる体制の充実に、引き続き取り組んでまいります。
16	社会福祉協議会が目指す地域共生社会の実現のために、行政と連携しながら、どのような地域を実現していくのかを考えたい。	1	本市としても、地域福祉を推進いただいている社会福祉協議会とこれまで以上に連携・連帯し、指針が掲げる地域共生社会の実現に向け、取組を進めてまいります。
17	2ページ解説「地域（＜地域の捉え方(イメージ図)＞）」における、「日常生活圏域」は高齢者を対象とする行政施策の単位であり、住民自治の単位としては違和感がある。	1	本指針は全世代・多分野を対象としており、一概に地域の範囲を規定できないことから、柔軟に地域の捉え方を示させていただいております。
18	多様な主体の協働による社会課題解決の取組は「市民参加推進計画」によって推進されている。「連携する主な分野別計画等」に「市民参加推進計画」が入っていないのはなぜか。	1	本指針は、本市の地域福祉を総合的に推進するための計画であり、全世代・多分野を対象としているため、関連する計画は多くありますが、紙面の容量の関係上、福祉に関連する分野別計画を中心に表記しています。なお、「市民参加推進計画」も本指針と関連する計画であり、引き続き連携して地域福祉を推進してまいります。
19	基本計画の都市経営の理念について、地域福祉の分野で実現するロードマップを示すべき。	1	本指針は、地域福祉の取組を更に充実させるとともに各分野の施策をより効果的に展開する方向性を指し示すものとして策定します。
20	地域の捉え方をイメージ図で示したのはとても良い。また、地域を重層的に捉える意義についても語ってほしい。	1	引き続き分かりやすい資料による説明に努めます。また、「重層的に」とは、文字通り、層(そう)を重ねるという意味として使用しており、本指針において、重要な意味を持つ言葉として盛り込んでおります。
21	地域の捉え方について、町内会の維持が難しく、学区という考え方も市民にとって難しい。包括支援センター(日常生活圏域)がわかりやすい。	1	引き続き、分かりやすい資料による説明に努めます。
22	基本的な考え方にある「様々な主体」や「多様な主体」のイメージが湧かない。	1	地域福祉の推進に当たっては、地域住民、福祉分野の関係機関・団体、行政の他、地域企業、NPO法人、大学、寺社等とが連携し、世代や分野・属性を超えてつながり、それぞれの強みをいかして地域活動に関わることが重要であり、これらを「多様な主体」と捉えています。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
23	地域に活力を生み出す取組を進めてほしい。	1	地域住民、関係機関・団体、行政とが連携し、本指針が目指す地域共生社会の実現に向け、引き続き取組を進めてまいります。
24	地域のつながりが治安や安心安全なまちにつながることを期待する。	1	
25	「基本的な考え方」にある、「協働の取組を通じて、支援を必要とする方の存在に地域が気づき、地域全体で支える」ことができれば、暮らしやすい地域になると思う。	1	
26	京都市の計画の体系について、「世界文化自由都市宣言」を入れるべきではないか。	1	世界文化自由都市宣言は、都市理念との位置付けであり、上位計画及び分野別行政計画ではないため、ここには記載しておりません。
27	圧倒的多数の住民は地域の福祉のことに無関心である。住民全体の意識の底上げを図られなければならない。	1	これまでから、福祉ボランティアセンターによる講座、相談、情報発信や、つながりの場を提供したり、ワークショップ等を行うイベントの開催、地域支え合い活動創出コーディネーターの活動、そして学区社協の活動等、多様な地域福祉活動が行われており、こうした活動の機会を捉え、周知啓発を推進しております。また、今後は、世代や属性を超えた交流や暮らしの中にある興味・関心をきっかけとした地域づくり、社会参加に向けた取組等を推進していくことにより、地域福祉に関心のない層の住民が自然に地域福祉に関わる機会を増やすなど、効果的なアプローチも検討していきます。
28	「協働」の具体的なイメージや方向性を市民にわかりやすく示してほしい。	1	記載内容の工夫やコラムを盛り込むなど、本指針に反映します。
29	解説「地域」の捉え方にある「元学区」とは何か説明すべき。	1	
30	基本的な考え方はもっと分かりやすくすべき。	1	
31	京都市の「地域力」について、冒頭で説明を入れたほうが我がまちのこととして捉えやすくなるのではないか。	1	
32	「地域」の解説のイメージ図で、日常生活圏域の例として、包括や障害者地域生活支援センターを表記してはどうか。	1	
33	2ページ解説「地域（＜地域の捉え方(イメージ図)＞）」において、行政区のみ「区役所・支所保健福祉センター、区社会福祉協議会 等」と記載されているのはなぜか。	2	京都市のホームページ(京都市情報館)において、本市基本計画の進捗状況等が公表されています。
34	指針は、京都市基本計画の分野別計画の一つとして策定することであるが、京都市基本計画の中間評価は行われているのか。	1	

Ⅲ 第2章 改定の背景・方向性

35	重層的支援体制の推進について、地域で課題をキャッチした後の展開を具体的に記載できないか。	1	重層的支援体制の推進に当たっては、支援対象者個人の視点から見たイメージ図を盛り込む予定です。
36	重層的支援体制の推進の説明に登場する「制度間の壁を低くして」という表現についてイメージが湧かない。	1	既存制度の制度間の仕切り、ルールは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、風通しを良くし、スムーズな連携を目指すものです。
37	現行計画はどこまで到達でき、どのような課題が残っているのか教えてほしい。	1	現行指針の取組状況と成果、課題等は、本指針の冊子においてお示しします。
38	5ページ「2 次期指針策定に向けた視点」の平成30年度の課題意識について、次期指針では、さらに深掘りして説明すべき。例えば「家族形態の変化」は、「家族に頼れない人が増加していること」、また「雇用形態の変化」は、「安定した雇用につけられない人が増加していること」等。これらの要因が地域のつながりの希薄化を加速化させており、社会的課題となっている。その要因によって、孤独・孤立、ヤングケアラー、8050問題等が顕在化してきている。	1	雇用形態の変化をはじめとした社会情勢等の変化により、地域における福祉課題は複雑化・複合化しており、こうした事態に的確に対応していくため、本指針では、新たに「重層的支援体制の推進」を位置付け、地域だけでは解決が難しい課題等に対して、行政の下に関係機関がしっかりと受け止め、連携して解決が図ることができる体制の充実に、引き続き取り組んでまいります。
39	コロナ禍における地域福祉活動として、創意工夫ある実践がいくつかあったことは承知しているが、総体として、新型コロナウイルス感染防止を優先して、「縮小しつつ活動維持又は休止」レベルに留まったのが実態である。そして、地域福祉活動が十分に「推進」できなかったことを一つの要因として、福祉課題が深刻化したと考えるべきではないか。また、地域福祉活動を「推進」したというのは過大評価の印象があり、再考すべきではないか。そのうえで、もしも「推進」との評価が妥当ということであれば、その根拠をグラフ等で示すべき。	1	コロナ禍により、本市の地域福祉は大きなダメージを受け、そしてまた、福祉課題の複雑化・複合化が進むこととなり、指針においてもその旨を記載します。本指針は、分野別計画に共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な施策の方向性を定めるものであり、具体的な数値目標を持つものではなく、数量的に地域福祉活動が推進したと評価することはしていませんが、本指針が掲げる方向性に基づき、コロナ禍により影響を受けた地域福祉活動の回復に向けて、学び得た教訓や工夫に基づく活動の推進につなげていきたいと考えています。
40	コロナを経て、地域活動の継続が更に難しくなっている現状がある。	1	コロナ禍による地域福祉活動への影響や回復といった視点を盛り込むこととしました。
41	重層的支援体制の推進の説明に「地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援の充実」とあるが、どの地域にも満遍なくこのような居場所が存在するわけではなく、こういった居場所を運営できる意欲や目的意識があり、かつ人的・時間的・経済的余力がある団体が地域にあるかどうかである。実際にこうした居場所を育てるための支援が展開されていくということなのか。	1	重層的支援体制の推進は、分野・属性を問わない「相談支援」、社会とのつながりや参加を支援する「参加支援」、そして「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施していくものです。個別支援とともに、様々なコミュニティや分野での活動をつなぎ、人と人・人と地域をつなぎ合わせていく地域支援を進めてまいります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
42	次期指針に向けた視点の「地域住民の様々な福祉課題」に、コロナ禍で一層進んだ生活困窮の表記がないが、課題として明記すべきではないか。	1	本指針において、生活困窮は地域における福祉課題の一つとして捉えており、推進項目3取組項目②の「地域生活における多様な課題に対する事業の充実」において「生活困窮者自立支援事業の充実」を掲げ、取組を進めることとしております。
43	「重層的支援体制の推進」が位置づけられたことが今回の指針改定のポイントであるが、解説にある重層的支援(=「3つの支援を一体的に実施」)の具体的なイメージが読み取れない。	1	本指針は、分野別計画に共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な施策の方向性を指し示す、いわゆる理念計画としての性格を帯びるものとして策定します。そのため、重層的支援体制の推進においても、具体的な事業内容まで盛り込むものではありませんが、本指針の方向性に基づき、効果的に推進できるよう取組を進めてまいります。
44	「重層的支援体制の推進」における「相談支援」以外の具体像がわからず、3つの支援を「一体的」に推進することの具体的な仕組みがわからない。	1	
45	重層的支援体制の推進の解説がわかりづらい。多くの方に理解してもらえるよう、リーフレットを作成したり、具体的取組例をホームページ等で紹介するなどの取組をしてほしい。	1	本市としても、重層的支援体制の推進について、より多くの市民の皆様にご理解いただけることが重要であると考えております。本指針も活用しながら取組の周知についても努めてまいります。
46	重層的支援体制の推進にあっては、分担された役割に沿って、区役所の各課職員がしっかり役割を果たす意識づけが大切。	1	重層的支援体制の推進に当たっては、職責を果たすことができる職員の育成にも取り組んでまいります。
47	重層的支援のため、行政各々の専門性を活かした一体的な支援を希望する。	1	重層的支援体制の推進に向け、実効性が伴うものとなるよう、引き続き検討を進めてまいります。
48	重層的支援体制の推進の必要性は理解できるが、専門職の人材は十分確保できていると言えるのか疑問である。	1	
49	重層的支援体制の推進が掲げる地域づくりの支援の実施に当たって区役所職員にも地域づくりに向けた意識と手法を学ぶ研修等が必要。	1	
50	重層的支援体制の推進にあっては、区役所に窓口となる職員を配置し、案件ごとに課題解決に向けた役割を明らかにしたうえで、役割分担、進捗管理をする必要がある。	1	
51	重層的支援は重要だが、現行の行政のシステムでは難しいのではないか。	1	
52	推進項目3について、区役所が事務局を担う似たような出席者のネットワークが乱立しており、「重層的支援体制」を推進したいのであれば、それらのネットワークが重なり合うようなスクラップ&ビルドが必要である。	1	地域住民、関係機関・団体、行政とが連携し、本指針の目指す地域共生社会の実現に向け、引き続き取組を進めてまいります。
53	現行指針の主な取組と成果について、ライフステージ等に応じた取組が充実している。	1	
54	指針が示す「重層的支援体制」の推進に共感する。	1	
55	重層的な支援体制の推進に当たっては分野を横断することが重要であり行政間の連携に期待する。	1	
56	基本的な方向性の維持と合わせて重層的支援体制についても、推進をお願いしたい。	1	
57	住民の抱える福祉課題が、複雑化・複合化してきている中、福祉課題の解決に地域住民の力が必要なことは理解できるが、担い手の高齢化や不足、個人の価値観の変化等により、地域の力を期待するのは難しく、地域の力に頼らない支援体制を強化していくことが必要。	1	地域福祉においては、日々の暮らしの場である身近な地域で生じる課題等に対して、地域のことを最もよく知る地域住民が主体となって地域づくりを進め、地域の中で対応する環境を高めていくことが大切です。本市として、地域の主体的な活動を推進するとともに、地域だけでは解決が難しい課題等に対して、行政の下に支援関係機関がしっかりと受け止め、連携して解決が図ることができる体制の充実に、引き続き取り組んでまいります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
58	少子高齢化が進む中、地域の担い手不足が懸念される。	1	本市では、長い歴史の中で培われてきた住民自治の伝統の下、住民同士の支え合いの精神に基づく地域コミュニティが形成されてきました。しかしながら、世帯構造や雇用形態の変化、コロナ禍の影響等により、地域や人間関係のつながりが希薄し、それが福祉課題の複雑・複合化にもつながっています。地域コミュニティの活性化に向けては、「京都市地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定する等、「地域の一員」として安心して快適に暮らせる地域づくりを進めていくため、近年のICTツールの普及・拡大や地域課題への多様な主体の参画など時代の変化を見据えながら、取組を進めてまいります。 本指針では、推進項目3の取組項目⑧「地域コミュニティ活性化の取組との連携」を設定し、庁内関係部署や関係機関・団体等と連携しながら、京都が誇る「地域力」を未来に引き継ぐことが出来るよう、優しさあふれる共生の文化の推進に向け、取組を進めてまいります。

IV 第3章 指針の体系 1 基本理念、重点目標、推進項目

59	行政の役割や責務を明らかにすべき。とりわけ、推進項目3「困難な課題をみんなで受け止めるため、分野・属性を超えた横の連携が不可欠であり、行政が中心となって包括的な相談支援体制を構築する」という表現を入れるべき。	1	行政の役割や責務を示すことは重要であると認識しており、推進項目3の説明において、「行政の下」に支援関係機関等が連携して支援する重層的支援体制の充実を図るという表現としております。
60	推進項目2 多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくりを進めるためには、地域力推進室と健康長寿推進課の連携が必要ではないか。	1	区役所・支所の保健福祉センターと地域力推進室が連携を推進して、取組を進めてまいります。
61	具体的な取組内容がイメージできるよう各取組における内容を充実するべき。	1	記載内容の工夫やコラムを盛り込むなど、本指針に反映します。
62	指針が目指す地域のイメージの推進項目1⑥居場所づくり、社会参加の取組の推進について、「住民主体の多様な社会参加の場」を市民が具体的にイメージできるのか、また、負担を感じさせないか疑問である。	1	
63	推進項目2⑦「地域の特性に応じた支え合い活動創出事業の強化」について、広い山間地を持つ行政区等では、1名の地域支え合い活動創出コーディネーターが、地域特性に応じた事業を展開することは困難であり、複数配置や関係機関との協力体制の明確な枠組みが必要である。	1	実効性を伴う取組となるよう、引き続き検討を進めてまいります。
64	支え合い活動創出について、地域のつながりが希薄化してきている中のような活動創出をイメージし、その担い手を求めているのか？	1	住民と関係機関・団体等の多様な主体がつながり、連携・協働による支え合い活動がより多くの地域で創出されるよう、「地域支え合い活動創出コーディネーター」の体制を強化し、地域住民等の主体的で多様な支え合い活動や不足するサービスの創出を進めてまいります。
65	災害時におけるよう配慮者への配慮について、指針に盛り込むべき	1	推進項目1の取組項目⑨において、災害時の要配慮者への支援を充実することとしており、災害発生に備え、乳幼児、高齢者、障害のある方などの要配慮者の視点に立った取組の充実を図り、要配慮者を含めた住民の「いのち」と「暮らし」を守る取組を進めてまいります。
66	推進項目1「住民同士の支え合い活動の促進」という文言について、厚労省は地域共生社会を「すべての人が生活の基盤としての地域の中で、幸せの実現に向けて生き生きと暮らすことが出来る社会」としていることから、「支え合いの活動」だけではなく、「幸せの実現」がキーワードとなっている点を盛り込むべき。	1	推進項目は、本市における地域福祉の基本理念、重点目標を実現するための方向性を示したものです。地域共生社会の趣旨は、推進項目1の～以下、「互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり」という部分に含めています。
67	京都市と京都芸大が帰宅困難者を受け入れる協定を結んだが、避難場所が小さく入りきれないのではなかと懸念している。今後、京都芸大の活用を積極的に啓発してほしい。	1	担当部署に御意見をお伝えさせていただきます。
68	協働の取組を通じて、支援を必要とする方の存在に地域が気づき、地域全体で支えることに地域支え合い活動創出コーディネーターが関わっていききたい。	1	地域支え合い活動創出コーディネーターは地域住民が支え合う地域づくりを推進していくうえで、重要な存在であり、引き続き、地域における「気づき・つながり・支える」力の向上に、地域と共に取り組んでいきたいと考えています。
69	推進項目3について、行政の下という表記に期待している。	1	地域住民、関係機関・団体、行政とが連携し、本指針が目指す地域共生社会の実現に向け、引き続き取組を進めてまいります。
70	重点目標2推進項目3の更新に異論はない。	1	
71	推進項目3「解決に向けて行政の下に・・・」について、福祉的課題に対し支援関係機関が分野横断的に連携し、支援が行われることに期待する。	1	

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
72	重層的支援体制の推進に当たっては、行政が柔軟に対応できる体制を整えてほしい。	1	地域住民が直面する課題の複雑化・複合化が進む中、制度間の壁を低くして各区役所・支所保健福祉センター、支援関係機関等が連携・連帯し、本人や世帯の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め協働して支援する体制を充実していきます。
73	「重層的支援体制」の推進について、地域住民や関係機関等から地域で気になる世帯や人がいる場合、行政の各担当部署による縦割り支援ではなく柔軟に対応できる体制を整え、行政としての役割を果たしてもらいたい。	1	
74	地域福祉推進委員会について、「委員会」という形式ではなく、ゆるやかなプラットフォームとして位置付けてほしい。	1	地域福祉推進委員会が、柔軟性や機動性を持って、地域福祉活動に関わる多様な主体がつながる場や機会の推進・展開が図られるよう、活動の充実・強化を進めてまいります。
75	地域福祉推進委員会が形だけではなく、地域にとって意味のある組織としていく必要がある。	1	地域福祉推進委員会は、各区における地域福祉推進の基盤的な役割を担っています。今後、活動をさらに活性化し、分野・属性を超えた多様な主体が情報交換や協議をすることができる場・機会を展開・推進することにより、地域の人、場、活動、サービス、情報等がつながり、つながりの中から更なる展開を生むきっかけとなるよう環境を整備していきます。
76	地域福祉推進委員会は数あるネットワークのうちの1つであり、期待される力を持った組織とは言い難い。	1	地域福祉推進委員会は平成16年策定の京・地域福祉推進プラン(第1期計画)にて各区に設置され、高齢者や障害のある方、児童等を対象とした分野別福祉ネットワーク相互の情報交換や連携を進めることをはじめ、各区における地域福祉推進の基盤的な役割を担っています。地域福祉推進委員会の活動を更に充実・強化していくため、事務局を持つ区社会福祉協議会と十分に連携を図るとともに、既存の分野別ネットワーク会議との連携も含め、関係機関、団体、関係部署等とも連携を図り、取組を進めてまいります。
77	重点目標と推進項目等が分かりやすくなっている。	1	引き続き、分かりやすい資料による説明に努めます。
78	「支え合い活動」という言葉は地域住民にとって負担になるのではないか。	1	本指針が掲げる推進項目1「住民同士の支え合い活動の促進～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～」は、前指針から継承し、引き続き推進していくこととしたものです。地域住民が行政や関係機関等を含めた地域との「つながり」を高めることで互いに支え合い、認め合うことのできる地域づくりを進めてまいります。
79	人間関係が希薄化し、個人の価値観も違うことから、「認め合う」は難しく見通しがつかず、重点目標である「互いを認め合う」という文言は、「互いに理解し合う」の方が良いのではないか。	1	
80	重度知的障害を持つ小学生の息子を育てているが、障害者の居場所を増やしてほしい。障害のことを市民にもっと知ってもらいたいし、障害者に関わる人の質の向上も必要である。	1	本指針では、推進項目1の取組項目①において、障害のある方、高齢者、子ども、外国籍の方など年齢や性別、文化等を超えた、それぞれの多様性や人権を尊重しあう地域づくりを進めることとしています。また、障害のある方が地域で自分らしく過ごすことができるよう、本市の障害保健福祉計画である「はぐくみ支えあうまち・京都ほほえみプラン」とも連携して取組を進めてまいります。
81	精神疾患や精神障害を抱えた人について正しい理解が深まり、こうした人たちを含めた地域づくりを進めていく必要がある。	1	
82	推進項目2について、コロナ禍以降の住民のネットワークの変容が織り込まれておらず、核となる「区地域福祉推進委員会」の充実する役割の具体的なイメージが持てない。	1	本指針においては、コロナ禍による地域福祉活動への影響やそこからの回復といった視点を盛り込むこととします。また、地域福祉推進委員会が柔軟性や機動性を持って、地域福祉活動に関わる多様な主体がつながる場や機会の推進・展開が図られるよう、活動の充実・強化を進めてまいります。
83	推進項目3について、「重層的支援体制」推進の3つの支援のうち、「相談支援」の連携だけが重層的支援であるように見える。	1	本指針は、分野別計画に共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な施策の方向性を指し示す、いわゆる理念計画としての性格を帯びるものとして策定します。そのため、重層的支援体制の推進においても、具体的な事業内容まで盛り込むものではありませんが、本指針の方向性に基づき、効果的に推進できるよう取組を進めてまいります。
84	6ページ推進項目3「行政の下に」を「行政を中核とし、その下に」としてはどうか。 ソーシャルワーク機能強化のため、保健福祉センターに配属されたケースワーカーの役割を明確に位置付け、意識改革の必要性、ケースワーカーの増員(特に障害福祉課ケースワーカー)の増員といったことを、「重層的支援体制の充実」の内容として、可能な限り具体的に盛り込んでほしい。	1	
85	重層的支援を実現していくためには、行政や関係者の意識、そして様々な制度に関する豊富な知識が求められる。具体的にどのような取組んでいくかが重要である。	1	本市では、「重層的な支援」について行政や支援関係機関等による相談支援、地域の関係団体による支援、地域の住民による見守りや支え合い活動など、いくつもの支援主体の「層」が連携し、また、重なり合いながら、地域全体で福祉課題を受け止め、支援を行っていくことであると捉えています。本市においては、これまでから先駆的に取り組んできたいわゆるごみ屋敷を解消するための支援やひきこもり支援等のノウハウをいかし、支援関係機関等と連携し、分野を超えて支援する体制の構築を進めてまいります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
86	推進項目3 困難な課題をみんなで受け止め、重層的な支援を展開する体制の充実について、「みんなで」という表現は、支援における責任の所在があいまいになるのではないか。	1	本市では、行政、支援関係機関による相談支援、地域の関係団体による支援、地域の住民による見守りや支え合い活動などいくつもの支援主体の「層」において、連携し、また、重なり合いながら、誰かに委ねるのではなく、全体として福祉課題を受け止め、支援を行っていく体制を充実していくこととしています。
87	推進項目3「困難な課題をみんなで受け止め、……」について、「みんなで」という表現は、地域住民にも困難な課題を受け止めさせるように見え、避けるべきではないか。	1	
88	指針が目指す地域のイメージの推進項目1⑤見守り・相談支援活動の促進について、民生児童委員、老人福祉員の担い手確保を具体的にどう進めていくのか。	1	民生児童委員、老人福祉員の担い手確保策については、次期の一斉改選に向けて、行政、京都市民生児童委員連盟、区民生児童委員会、学区民生児童委員協議会が連携し、新たな担い手の確保や活動の充実、負担軽減等の取組を進めていくこととしています。
89	「重層的支援体制」における中核的な存在として民生児童委員や老人福祉員にも参画してもらうことで、地域における対象者へのきめ細やかなかわりや身近なつながりが築けるのではないか。	1	民生児童委員と老人福祉員は、地域住民の一番身近なところで寄り添った活動や関係機関へのつなぎ役を担う本市にとってなくてはならない存在であり、また、重層的支援体制の推進においても、重要な存在であります。
90	推進項目1②「地域生活における多様な課題に対応する事業の充実」の例示として、「ひきこもり支援など多様な課題」と明記する。 ひきこもり支援については、相談窓口につながらない当事者・家族について、地域の支援ネットワークで情報を共有して見守り、入院等生活状況の変化をとらえて、介入・支援につなげられるような仕組みを検討すべき。	1	推進項目1②「地域生活における多様な課題に対応する事業の充実」の例示として、ひきこもり支援を記載しております。
91	委託事業以外に支出する資金や人員を出す余裕がない社会福祉施設もあり、法人の大きさによって地域づくりの取組に差があると思う。	1	推進項目2①社会福祉施設との協働による地域づくりの推進については、社会福祉法人のお考えや地域ニーズ等により、必ずしも同質のものではないことは認識している一方、アフターコロナの視点も踏まえ、できることから取り組んでいただくことが重要であると考えており、社会福祉協議会や区地域福祉推進委員会、各団体等とも連携しながら活動の推進に努めてまいります。
92	行政が住民同士が支え合えるよう親身になって取り組んでいることを知り感動した。	1	地域住民、関係機関・団体、行政とが連携し、本指針の目指す地域共生社会の実現に向け、引き続き取組を進めてまいります。
93	地域福祉について、主体的に参加し、活動できる住民はいるのか。	1	地域福祉においては、日々の暮らしの場である身近な地域で生じる課題等に対して、地域のことを最もよく知る地域住民が主体となって地域づくりを進め、地域の中で対応する環境を高めていくことが大切です。本市として、地域の主体的な活動を推進するとともに、地域だけでは解決が難しい課題等に対して、行政の下に支援関係機関がしっかりと受け止め、連携して解決が図ることができる体制の充実に、引き続き取り組んでまいります。
94	行政も仕組み作りだけでなく、市民と同じ立場で積極的に地域活動に関わるべき。	1	地域福祉では、地域住民や関係機関・団体が主体となって地域づくりを進めていただくことが重要であり、本指針の重点目標1に「住民同士の支え合い活動の促進」、「多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり」の2つを推進項目として掲げています。本市では、こうした主体的な活動を後押しするための支援に引き続き積極的に取り組むとともに、地域だけでは解決が困難な福祉課題等に対しては、重点項目2に掲げるとおり、行政と支援関係機関等が連携して受け止め、解決に向けて連携して取り組む重層的支援体制の充実に取り組んでまいります。 また、ひきこもり支援やごみ屋敷を解消するための支援等これまで先駆的に進めてきた分野横断的取組、多様な福祉課題等に対応する事業の充実についても進めてまいります。 本指針は、こうした行政として担うべき本市の役割についても明確に位置付け、更なる充実・推進を図っていくこととしています。
95	住民同士のつながりが大切。地域の個々の活動をつなぐ存在が必要。	1	本指針では、推進項目1の取組項目⑦「地域の特性に応じた支え合い活動創出の強化」を設定し、身近な地域において、住民と関係機関・団体等の多様な主体がつながり、連携・協働により、支え合い活動がより多くの地域で創出されるよう、「地域支え合い活動創出コーディネーター」の体制強化にも取り組み、地域住民等の多様な支え合い活動や不足するサービスの創出を進めてまいります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
96	過疎化しつつある地域の活性化支援を検討してほしい。	1	本市では、長い歴史の中で培われてきた住民自治の伝統の下、住民同士の支え合いの精神に基づく地域コミュニティが形成されています。そうした地域コミュニティの活性化に向け、本市では「地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定し、住民のライフスタイルや価値観の多様化、単身世帯の増加などを背景とした、住民間のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足等の課題への対応や情報共有の円滑化や効率化、地域活動に参加しやすい環境づくりに向けたICTツールの導入支援などによる地域活動の効率化や負担軽減、地域活動への参加者の裾野拡大に本指針とも密に連携し、取り組んでまいります。本指針では、推進項目1の取組項目⑧に「地域コミュニティ活性化の取組との連携」を設定し、関係部署や関係機関・団体等とも連携しながら、京都が誇る「地域力」を未来に引き継ぐとともに、優しさのあふれる共生の文化の推進に向け、取組を進めてまいります。
97	地域の担い手が日々試行錯誤しながら地域活動を工夫し、何とか人と人とのつながりが保たれている地域があるが、担い手不足による地縁組織の疲弊は深刻化しており、バックアップが重要である。	1	
98	民生児童委員や町内会・自治会等の地域のなり手不足が深刻化している。新たな担い手の確保など、行政も真剣に対策と取り組むべき。	3	本市では、長い歴史の中で培われてきた住民自治の伝統の下、住民同士の支え合いの精神に基づく地域コミュニティが形成されています。そうした地域コミュニティの活性化に向け、本市では「地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定し、住民のライフスタイルや価値観の多様化、単身世帯の増加などを背景とした、住民間のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足等の課題への対応や情報共有の円滑化や効率化、地域活動に参加しやすい環境づくりに向けたICTツールの導入支援などによる地域活動の効率化や負担軽減、地域活動への参加者の裾野拡大に本指針とも密に連携し、取り組んでまいります。本指針では、推進項目1の取組項目⑤に「見守り・相談支援活動の促進」を設定し、民生児童委員、老人福祉員の担い手の確保の取組を進めることを盛り込むことに加え、推進項目1の取組項目⑧に「地域コミュニティ活性化の取組との連携」を設定し、関係部署や関係機関・団体等とも連携しながら、京都が誇る「地域力」を未来に引き継ぐとともに、優しさのあふれる共生の文化の推進に向け、取組を進めてまいります。
99	生きづらさを抱えて暮らす人たちが、地域にも数多く暮らしている現状について、地域住民が知り、学ぶ機会を増やし、地域共生社会の実現に向けた取組の推進が求められている。	1	本指針では、推進項目1の取組項目①において、障害のある方、高齢者、子ども、外国籍の方など年齢や性別、文化等を超えた、それぞれの多様性や人権を尊重しあう地域づくりを進めるとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代が福祉や地域活動に対する理解を深める福祉教育の取組を、京都府福祉ボランティアセンターや区社会福祉協議会等と連携し、推進していくこととしています。
100	「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定や重点目標1、2との関連性の記述があった方がよい。	1	本指針の策定に当たり、参考にさせていただきます。

V 第3章 指針の体系 2 指針が目指す地域のイメージ

101	重層的支援体制の推進に当たって、行政と各相談機関が具体的にどのような連携強化をしていくのか教えてほしい。また、体制の強化についてどのように実施されるのか教えてほしい。	2	本指針は、分野別計画に共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な施策の方向性を指し示す、いわゆる理念計画としての性格を帯びるものとして策定します。そのため、重層的支援体制の推進においても、具体的な事業内容や体制まで盛り込むものではありませんが、本指針の方向性に基づき、効果的に推進できるよう取組を進めてまいります。
102	推進項目3の重層的な支援は推進項目1と2を包摂するものであり、推進項目3のみを強化すると、包括的な支援体制の構築を矮小化してしまうことを懸念する。「相談支援」と「参加支援」「地域づくり」が横に配置して、重なり合い、双方向に関連するイメージ図が望ましい。特に「参加支援」が見えてこないことが大きな課題である。	1	本指針は、分野別計画に共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な施策の方向性を指し示す、いわゆる理念計画としての性格を帯びるものとして策定します。そのため、重層的支援体制の推進においても、3つの支援内容の詳細や具体的な事業内容まで盛り込むものではありませんが、本指針の方向性に基づき、効果的に推進できるよう取組を進めてまいります。なお、御意見のとおり、イメージ図は推進項目1～3の全てが包括的な支援体制を表しており、推進項目3が推進項目1と2を後ろから支える構成としています。
103	地域での新たな支え合い活動創出と新たな担い手の掘り起こしは難しい。	1	本指針では、推進項目1の取組項目⑦において、地域の特性に応じた支え合い活動創出の強化を進めることとしており、住民と関係機関・団体等の多様な主体がつながり、連携・協働による支え合い活動がより多くの地域で創出されるよう、「地域支え合い活動創出コーディネーター」の体制を強化し、地域住民等の主体的で多様な支え合い活動や不足するサービスの創出を更に進めてまいります。
104	指針が目指す地域のイメージ図の推進項目1②文中に「高齢者、障害のある方の社会参加の促進」とあるが、子どもも含めた「生きづらさを抱えた方」、あるいは「社会的つながりが弱い方」の社会参加をどう支援するかが問われていると考える。	1	本指針では、推進項目1の取組項目⑥において、居場所づくり、社会参加の取組を推進することとしており、生きづらさを抱えた方や社会的な孤立状態にある方などが地域社会とつながりを持つことができるような居場所づくりや社会参加に向けた取組が、地域の中で、住民主体で展開されるよう、行政・関係機関・団体等が連携しながら進めてまいります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
105	地域のつながりの強さ、互いに助け合えるコミュニティは大事である一方、地域力や人間関係の希薄化が課題である。	5	本市では、長い歴史の中で培われてきた住民自治の伝統の下、住民同士の支え合いの精神に基づく地域コミュニティが形成されています。そうした地域コミュニティの活性化に向け、本市では「地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定し、住民のライフスタイルや価値観の多様化、単身世帯の増加などを背景とした、住民間のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足等の課題への対応や情報共有の円滑化や効率化、地域活動に参加しやすい環境づくりに向けたICTツールの導入支援などによる地域活動の効率化や負担軽減、地域活動への参加者の裾野拡大に本指針とも密に連携し、取り組んでまいります。本指針では、推進項目2の取組項目⑧に「地域コミュニティ活性化の取組との連携」を設定し、関係部署や関係機関・団体等とも連携しながら、京都が誇る「地域力」を未来に引き継ぐとともに、優しさのあふれる共生の文化の推進に向け、取組を進めてまいります。
106	地域のつながりが希薄化してきている状況の中、地域における「気づき・つながり・支える」力の向上には、自治会・町内会に代表される地域コミュニティの活性化が重要である。	7	
107	地域づくりの担い手が減っている中、地域活性化について、福祉分野に限定せず、多様な観点から課題に対する取組が展開できるよう、全庁を上げて検討してほしい。	1	
108	担い手不足や町内会に加入する人の減少等により地域の活動が困難な状況になりつつある。もっと地域で支え合わなければならない。	1	
109	今後の地域づくりの観点から、福祉という観点だけではなく、防災、体育振興事業等を含め、市総体で、自治会、町内会等の強化に取り組む必要がある。	1	本市では、長い歴史の中で培われてきた住民自治の伝統の下、住民同士の支え合いの精神に基づく地域コミュニティが形成されています。そうした地域コミュニティの活性化に向け、本市では「地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定し、住民のライフスタイルや価値観の多様化、単身世帯の増加などを背景とした、住民間のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足等の課題への対応や情報共有の円滑化や効率化、地域活動に参加しやすい環境づくりに向けたICTツールの導入支援などによる地域活動の効率化や負担軽減、地域活動への参加者の裾野拡大に本指針とも密に連携し、取り組んでまいります。本指針では、推進項目1の取組項目⑤に「見守り・相談支援活動の促進」を設定し、民生児童委員、老人福祉員の担い手の確保の取組を進めることを盛り込むことに加え、推進項目1の取組項目⑧に「地域コミュニティ活性化の取組との連携」を設定し、関係部署や関係機関・団体等とも連携しながら、京都が誇る「地域力」を未来に引き継ぐとともに、優しさのあふれる共生の文化の推進に向け、取組を進めてまいります。
110	推進項目1⑤について、民生児童委員や老人福祉員だけでなく、学区社協等を含めた全ての地域組織の担い手の確保が急務である。	1	
111	重層的支援体制について、国によると「困難事例の押し付けにしないため、個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる」とされている。指針(案)では「個々の分野の対応力強化」が読み取れず、困難事例の押し付け合いになってしまわないか危惧する。	1	本市では、行政、支援関係機関による相談支援、地域の関係団体による支援、地域の住民による見守りや支え合い活動などいくつもの支援主体の「層」において、連携し、また、重なり合いながら、誰かに委ねるのではなく、全体として福祉課題を受け止め、支援を行っていく体制を充実していくこととしています。また、推進項目3の取組項目②のとおり、地域あんしん支援員設置事業の充実、ひきこもり支援、不良な生活環境(ごみ屋敷)を解消するための支援、孤独・孤立対策、再犯防止対策等の取組の推進、「COCO(ここ)・てらす」による全庁的な相談支援体制の充実、多様な課題や困りを抱える子ども・子育て家庭への寄り添い支援の充実、生活困窮者自立支援事業の充実、権利擁護支援体制の充実等、個々の分野における取組についても具体的な取組内容等を記載するとともに、充実を図ってまいります。
112	地域福祉の充実のためには、住民主体が重要であることは理解するが、行政の関与も不可欠である。地域での活動充実に向けて、地域住民に任せるだけではなく、居場所づくりや社会参加を促進するための施策を充実してほしい。	1	地域福祉においては、日々の暮らしの場である身近な地域で生じる課題等に対して、地域のことを最もよく知る地域住民が主体となって地域づくりを進め、地域の中で対応する環境を高めていくことが大切です。本市として、地域の主体的な活動を推進するとともに、地域だけでは解決が難しい課題等に対して、行政の下に支援関係機関がしっかりと受け止め、連携して解決が図ることができる体制の充実に、引き続き取り組んでまいります。
113	地域の小学校の児童がコロナに感染し報道された際、児童の個人情報尊重され、地域住民がウォーキングやジョギングで通る道など日常生活区域への配慮がなかった。	1	担当部署に御意見をお伝えさせていただきます。
114	犯罪に関わる人への支援に関する記載が少ない。	1	推進項目3取組項目②の「地域生活における多様な課題に対する事業の充実」において「再犯防止対策の推進」を掲げており、「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現」に向けて、国や民間団体等の取組と連携した再犯防止の施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。
115	児童虐待やヤングケアラーなど、自らSOSを発信できない子ども等へのアウトリーチ機能の充実が求められる。地域による気づき・つながり・支える力の向上とともに、行政・支援関係機関によるアウトリーチによる課題発見の仕組みの明記も検討いただき、課題を抱えた世帯のうずもれを防いでいただきたい。	1	推進項目3②「地域生活における多様な課題に対する事業の充実」において「多様な課題や困りを抱える子ども・子育て家庭への寄り添い支援の充実」を掲げており、多分野・多機関協働の推進に取り組み、多様な課題や困りを抱える子ども・子育て家庭への寄り添い支援をより充実していきます。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
116	重層的支援体制の推進において、地域包括支援センターや障害者地域生活支援センターの役割は重要であり、記載すべき。	1	重層的支援体制の推進に当たっては、別途、支援対象者個人の視点から見たイメージ図を盛り込む予定としており、そこに地域の中で重要な役割を担う地域包括支援センターや障害者地域生活支援センターを明記します。
117	指針が目指すイメージ図の推進項目3も推進項目1、2同様に当事者やその世帯を真ん中に置くことが必要ではないか。	1	重層的支援体制の推進に当たっては、支援対象者個人の視点から見たイメージ図を盛り込む予定です。
118	指針が目指す地域のイメージ図の推進項目2「②社会福祉施設との協働による地域づくりの推進」と「③多様な主体の参画、連携による地域づくり」を一つに括るべき。現行方針策定時は、社会福祉法人を強調する必要があったが、現在は地域における公益的取組は約9割に達しているため、社会福祉法人も多様な主体のひとつとして、「協働」を強調した方が、重層的な支援につながる。	1	社会福祉法人の地域における公益的取組は、社会福祉法に規定されているもので、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法人の自主性や創意工夫による多様な地域貢献が求められるとされています。こうした趣旨を踏まえて、前指針から引き続き推進項目として設定しております。
119	指針が目指す地域のイメージ図に重層的支援体制の推進に掲げる「参加支援」や「地域づくり」の視点が無い。	1	指針が目指す地域のイメージは、地域全体を捉えた俯瞰的なものであり、重層的支援体制における具体的な「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの支援について、地域のイメージ図に概念的に表記することが難しいですが、重層的支援体制の推進に当たっては、支援対象者個人の視点から見たイメージ図を盛り込む予定です。
120	「真のワーク・ライフ・バランス」の「真」の内容について、説明があったほうがよい。	1	用語解説のコーナーにおいて、「真のワーク・ライフ・バランス」について、説明を記載します。
121	・指針が目指す地域のイメージ図の推進項目3〈目指す姿〉について、図で表したほうが市民にとって理解しやすい。 ・指針が目指す地域のイメージ図の推進項目3〈目指す姿〉について、少し具体を入れないと、目指す姿が見えない。	2	目指す姿は、分かりやすく伝えるためできる限りシンプルにしておりますが、重層的支援体制の推進に当たっては、支援対象者個人の視点から見たイメージ図を盛り込む予定です。
122	指針が目指す地域のイメージ図の推進項目1②文中に「真のワーク・ライフ・バランス」とあるが、現行計画から5年が経過し、ジェンダー平等を盛り込む必要があるのではないか。	1	本指針の策定に当たり、参考にさせていただきます。
123	「地域あんしん支援員」やひきこもり支援を行う「よりそい支援員」について、より効果的な支援を進めていくべき。	6	本指針に新たに位置付ける「重層的支援体制の推進」に当たっては、アウトリーチ等を通じた継続的支援や社会参加につなげる支援等、支援を必要とする方に、きめ細やかな的確な支援を確実に届けることが求められています。このため、制度の狭間を埋める支援や伴走型のひきこもり支援において重要な役割を果たす地域あんしん支援員とよりそい支援員について、より質の高い支援を提供できるよう、機能充実や体制の検討を進めてまいります。
124	地域あんしん支援員について、右京区の京北出張所についても山間地特有の課題を抱えており人員を配置すべき。	1	
125	指針が目指す地域のイメージ図の推進項目3②「地域生活における多様な課題に対する事業の充実」について、「再犯防止対策等の取組の推進」は受刑後の方に対する支援を意図しているのか。犯罪に関しては個人情報の観点からデリケートな課題であり専門性が必要ではないか。	1	本市においては、令和3年3月に「京都市再犯防止推進計画」を策定し、刑事司法関係機関等をサポートする更生支援相談員を市に1名配置し、刑事司法と福祉の関係機関等の顔の見える関係づくりや、再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・関係機関等への啓発を推進しています。 推進項目3②の「地域生活における多様な課題に対する事業の充実」の「再犯防止対策等の取組の推進」は、新たな被害者を生み出さないことと罪を償い社会に一員として再出発しようとする方を社会全体が認め、支えることで、社会復帰を促進するものであり、このような多様な課題を抱えながら地域生活を送る方への支援も含め、関係団体と連携しながら取組を進めてまいります。
126	指針が目指す地域のイメージ図の推進項目3②地域生活における多様な課題に対応する事業の充実「不良な生活環境(ごみ屋敷)」の記載があるが、「ごみ屋敷」の表現は当事者視点ではなく、削除した方がよい。	1	本市においては、当事者目線と分かりやすさを両立するために「不良な生活環境(ごみ屋敷)」という表現を用いています。なお、支援に当たっては、御意見のとおり、ごみの片づけだけを課題とするのではなく、「人への支援」を行わなければ、真の課題解決につながらないとの考えに基づき、引き続き区役所・支所ごとに設置する分野横断的かつ専門的に支援する体制により、関係機関が連携して重層的にかかわることで、清掃支援など本人を継続してサポートしつつ、社会的孤立状態の解消や指針の状態改善に向けて取り組んでまいります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
127	重層的支援体制の推進において、社会福祉協議会に負担が集中しないよう、行政や関係機関も一緒に動く体制を構築する必要がある。	1	本市では、行政、支援関係機関による相談支援、地域の関係団体による支援、地域の住民による見守りや支え合い活動などいくつかの支援主体の「層」において、連携し、また、重なり合いながら、誰かに委ねるのではなく、全体として福祉課題を受け止め、支援を行っていく体制を充実していくこととしています。
128	地域の「気づき」に即応できる専門職が必要。	2	本指針においては、新たに重層的支援体制の推進を位置付け、地域の「気づき」に対して、各区役所・支所保健福祉センター、支援関係機関等が連携・連帯し、本人や世帯の属性に関わらず包括的に相談を受け止め協働して支援する体制を推進するとともに、本人や世帯に寄り添い、社会とのつながりを回復する支援を充実していきます。そして、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援の充実と合わせて一体的に実施することで、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化し、必要な支援が届いていない方を取り残すことなく、また、事態が深刻化する前に解決を図ることを目指していきます。
129	「京都ならではの」考え方として、寺社や大学等を巻き込んだ形を考えることが重要。	1	本指針において、推進項目2の取組項目③「多様な主体の参画、連携による地域づくりの推進」を掲げており、地域企業やNPO、大学、寺社等の京都ならではの多様な主体と地域住民等との協働の推進や、文化芸術活動との連携等、分野を超えて多様な主体がつながり、地域活動に多様な属性を持った多くの方々が関心を持ち、活動に参画する地域づくりを進めてまいります。
130	地域福祉を推進するうえで、地域企業の福祉的貢献に期待したい。	1	本指針では推進項目2の③に「多様な主体の参画、連携による地域づくりの推進」を設定しており、地域企業をはじめ、NPOや大学、寺社等の分野を超えた多様な主体と地域住民とが協働し、地域づくりが進められるよう、引き続き取組を進めてまいります。
131	地域福祉と親和性の高い権利擁護の体制充実について具体的に記載してほしい	1	本指針では、推進項目3の主な取組項目②において、権利擁護支援体制の充実を掲げており、具体的な取組内容等について記載します。
132	知恵も経験も豊富な人材である高齢者の力を有効に活用してほしい。	1	本指針では、推進項目①主な取組項目②「地域福祉活動への支援、市民参加の促進」に設定しております。高齢者がこれまで培ってきた知識や経験等を発揮機会を提供するシルバー人材センター事業やすこやかクラブ京都によるボランティア活動等、高齢者だから支えられる側であるということではなく、「支え手」「受け手」という関係を超えた地域全体で支え合う体制づくりに向けて取組を進めてまいります。
133	指針が目指す地域のイメージの推進項目1つながりの輪の中に、保健福祉センター等の行政機関を記載すべきではないか。	1	保健福祉センター等の行政機関は、京都の地域づくりを支える役割として、指針が目指す地域のイメージの下部に記載しています。
134	我が事と捉えてもらうため、「相談支援機関等」の具体例を明示すべき。	1	別途、支援対象者個人の視点から見たイメージ図を盛り込む予定としており、そこに地域の中で重要な役割を担う各相談支援機関等について具体的に記載します。
135	「地域あんしん支援員」、「よりそい支援員」、「更生支援相談員」は、どこにいるのか市民には分からない。	1	広く市民を対象としたサービスではないため、それぞれ具体的な配置場所にまで言及しておりませんが、御意見を参考に引き続き分かりやすい資料による説明に努めます。
136	指針が目指す地域のイメージ等に、地域の中で重要な役割を担う地域包括支援センターが入っていないのはなぜか。	1	地域包括支援センターは、推進項目3「各相談支援機関」に含まれるものです。重層的支援体制の推進に当たっては、別途、支援対象者個人の視点から見たイメージ図を盛り込む予定としており、そこに地域の中で重要な役割を担う地域包括支援センターを明記します。
137	本指針と京都市民長寿すこやかプランにおける地域包括ケアシステムとの関係性を示してほしい。	1	地域包括ケアシステムは、一般的に、高齢者が、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのことを言いますが、一方で、指針が目指す地域のイメージは、全世代・他分野を対象としており、本指針に地域包括ケアシステムとの個別の関係性を記載することは考えておりません。なお、本指針及び第9期長寿すこやかプランにおいて、それぞれの関係性が分かるようイメージにより図示することとしています。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
138	区地域福祉推進委員会の強化のためには、地域企業等とつながりの深い地域力推進室のさらなる参画、連携が重要であり、行政側の参画メンバー(役職等)は全市統一にしてはどうか。	2	地域福祉推進委員会は、各区における地域福祉推進の基盤的な役割を担っています。今後、区役所、支所、地域力推進室との連携も含め、活動をさらに活性化し、分野・属性を超えた多様な主体が情報交換や協議をすることができる場・機会を展開・推進することにより、地域の人、場、活動、サービス、情報等がつながり、つながりの中から更なる展開を生むきっかけとなるよう環境を整備していきます。
139	地域福祉推進委員会の取組の充実・強化については、分野を横断した連携を推進すべき。	1	地域福祉推進委員会は、各区における地域福祉推進の基盤的な役割を担っています。今後、活動をさらに活性化し、分野・属性を超えた多様な主体が情報交換や協議をすることができる場・機会を展開・推進することにより、地域の人、場、活動、サービス、情報等がつながり、つながりの中から更なる展開を生むきっかけとなるよう環境を整備していきます。
140	地域住民が子育て世代と関わるのが大切である。	1	地域住民と子育て世代とが関わることで、幅広い世代が地域とのつながりを持つことにつながります。本指針では、推進項目1の取組項目④「地域における子育て支援の推進」を設定し、子育て世代をはじめとした若い世代が、子育て支援の活動やPTA活動等への参加をきっかけに地域の団体とつながることや、はぐくみ未来地域活動への参加と継続した活動につながることで、はぐくみ未来支援事業への寄付の活動等、様々な地域の活動が循環することにより、多くの地域住民が子育て支援に参画し、地域全体で子ども育ち・子育てを温かく見守り、支え合う地域づくりを推進していきます。
141	地域における「気づき・つながり・支える」力の向上など、住民とともに連携・協働することによる地域活動は大切。	1	地域住民、関係機関・団体、行政とが連携し、本指針が目指す地域共生社会の実現に向け、引き続き取組を進めてまいります。
142	推進項目1⑧について、地域住民が主体的に行う地域活動を支援する取組と地域活動への参加者の裾野拡大の取組が有効かつ即効性のあるものなのか。	1	地域コミュニティ活性化に向けては、地域住民が主体的に「活動したい」「参加したい」と思えるような取組を一つ一つ積み重ねていくことが重要であると考えております。
143	7、8ページの「2指針が目指す地域のイメージ」推進項目3の「生活困窮者自立支援事業の充実」について、「生活保護支援の充実」はなぜないのか。	1	生活保護については、全国一律の国による制度であり、市町村の地域福祉計画に位置付けるものではありません。
144	重点目標と指針が目指す地域のイメージがどのようにつながっているのか図示すべきではないか。	1	重点目標と対応する推進項目、そして主な取組項目の関係性については、第4章指針の体系において明示します。
145	社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について、取組が活性化できるように後押しをして欲しい。	1	社会福祉法人の「地域における公益的な取組」については、社会福祉法において法人の責務とされており、本指針においては、推進項目2の取組項目②において、社会福祉施設との協働による地域づくりを進めていくこととしています。取組に当たっては、社会福祉施設等と連携しながら、区地域福祉委員会等の取組を通じて、先進事例の共有や発信等を行い、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」がより多くの地域で展開されるよう努めてまいります。
146	推進項目2①社会福祉施設との協働による地域づくりの推進は、市老協や市連協で協議し、組織的に進める方が実行力がある。	1	社会福祉施設等の地域活動への参画が各地域において積極的に展開されるよう、関係団体とも連携し、取組を進めてまいります。
147	3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制」の推進が今回の改定の柱であるにも関わらず、「指針が示す地域のイメージ」の中に「参加支援」が位置づけられていない。「参加支援」について丁寧に説明すべき。	1	指針が目指す地域のイメージは地域の全体像として捉えたものである一方、「参加支援」の主体は支援対象者個人であることから、俯瞰的な全体像である地域のイメージには盛り込んでおりませんが、重層的支援体制の推進に当たって、支援対象者個人の視点から見たイメージ図を盛り込む予定です。
148	指針が目指す地域のイメージ図の推進項目3①重層的支援体制の推進の説明に、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」に向けた3つの支援の一体的実施とあるが、イメージ図において、それがどこにあたるのかを、わかるようにしてほしい。	1	指針が目指す地域のイメージは、地域全体を捉えた俯瞰的なものであり、重層的支援体制における具体的な「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの支援について、地域のイメージ図に概念的に表記することが難しいですが、重層的支援体制の推進に当たっては、支援対象者個人の視点から見たイメージ図を盛り込む予定です。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
149	地域のつながりが希薄化してきている状況の中、南海トラフ地震のような災害に見舞われたらと考えると不安である。	1	災害時の要配慮者支援については、地域の中で、住民同士のつながりがあることが、災害時にも互いに助け合うことができると考えています。本指針では、推進項目1において、住民同士の支え合い活動を促進するとともに、取組項目⑨において、災害時の要配慮者への支援の充実に取り組むこととしています。南海トラフ地震のような大規模な災害も想定し、災害時要配慮者となる方への支援の更なる充実に向け、関係部署や関係機関等とも連携し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。
150	指針が目指す地域のイメージ図の推進項目1③文中の「住民同士のつながりの促進」は不要ではないか。取組項目自体が健康づくりの取組の推進となっているので、紛らわしくなる。	1	健康づくりの取組を通じ、住民同士のつながり、互いに顔が見える関係ができるなど、健康づくりの取組が地域づくりにつながること、また、地域づくりを通じた、人と人、人と社会のつながりが健康づくりにとっても重要な要素であることを示しています。
151	区地域福祉推進委員会の地域課題・ニーズ、活動事例の共有や発信については、限られたメンバーだけではなく様々な媒体をもって充実を図るべき。	1	区地域福祉推進委員会が把握した地域課題やニーズ、活動事例について、区域で広く共有、発信することにより、地域住民、関係機関・団体、福祉分野に限らない多様な主体による地域福祉活動の活性化や新たな掘り起こしにつながると考えています。今後、その活動をさらに活性化し、分野・属性を超えた多様な主体が情報交換や協議することができる場・機会を展開・推進することにより、地域の人、場、活動、サービス、情報等がつながり、つながりの中から更なる展開を生みきっかけとなるような環境を整備していきます。
152	「成年後見制度」について制度を必要とする方が利用しやすい仕組みへ見直してほしい。司法と福祉の専門家の連携を強め、利用者と後見人の間をつなぐコーディネーターが必要であると思う。財産管理だけでなく身の回りの生活支援や利用者の特性をよく知る福祉専門職との連携も必要。	1	現在、国において制度見直しの検討が行われており、関係機関とともに、国の動向を注視しているところです。司法と福祉の連携については、行政機関と専門職三士会(弁護士会、リーガルサポート(司法書士)、ばあとなあ(社会福祉士会))や家庭裁判所との協議の場を定期的に設けており、情報交換、連携に取り組んでいます。個別の支援に関して、本市では支援チームに対する上記専門職の派遣制度を設けており、福祉的な課題があるケースでは、福祉専門職として、社会福祉士を派遣できる体制を整えております。引き続き、国の動向を踏まえながら、制度の利用促進に取り組んでまいります。
153	1人暮らしの高齢者について、老人福祉員が寄り添って見守りを行うことが大事であると思う。	1	1人暮らしの高齢世帯数が増加する中、本市独自制度である老人福祉員による身近な地域における見守りは重要であると認識しており、推進項目1の取組項目⑤に「見守り・相談支援活動の促進」を設定しており、老人福祉員等による日頃の見守り・相談支援活動の充実により、地域全体で悩みや課題を抱えている方や地域から孤立している方への「気づき」を高める取組を進めてまいります。
154	指針が目指す地域のイメージ図の推進項目1⑨文中の「避難行動要支援者名簿を活用した地域における見守り活動の推進」と「避難行動要支援者の個別避難計画の作成」は、行政が主体となる取組であり、この項目への記載は違和感がある。	1	「避難行動要支援者名簿を活用した地域における見守り活動の推進」は、災害発生時に、避難行動や安否確認が円滑に行われるため、平時から、地域において、民生児童委員や老人福祉員、学区社協等、地域の関係者による見守り活動を推進するものであり、また、「避難行動要支援者の個別避難計画の作成は、ケアマネジャー等の地域の福祉専門職の協力のもと作成しており、行政と地域が連携・協働した取組であることから記載しています。
155	指針が目指す地域のイメージの推進項目1 <目指す姿>の枠中、「互いに「支え手」「受け手」となる」という表現が曖昧に感じる。	1	「互いに「支え手」「受け手」となる」という表現は、地域共生社会の実現に通ずるものであり、世代や分野を超えて、地域住民が支え合い、全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会を目指していきます。
156	「指針が目指す地域のイメージ」の右下の矢印、「地域づくりに向けた支援」の主体や具体的な内容がわからない。	1	「地域づくりに向けた支援」については、予め主体が決まっているものではなく、矢印が示している通り、多様な主体で構成される京都の地域に対して、各区・支所、社会福祉協議会、各相談支援機関等が連携して支援を行うというものです。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
157	指針が目指す地域のイメージ図について、テキストボックスの色と背景の色に違いがあり、見栄えが悪い。	1	記載内容の工夫やコラムを盛り込むなど、本指針に反映します。
158	指針における地域のイメージの「連携強化」の箇所について、福祉的な課題はまちづくりの課題ともいえるのにもかかわらず、その一端を担っている地域力推進室が点線枠外に位置付けられていることについて違和感がある。また、社会福祉協議会も同じく点線枠外に位置付けられているが何か意図があるのか。	2	
159	地域福祉推進委員会について、指針が目指す地域のイメージ図において、「地域における支え合い活動を支援」と書かれているが、役割として唐突感がある。	1	
160	区地域福祉推進委員会は、推進項目1、3の両方に関与しなければならない委員会なのか。矢印に工夫が必要。	1	
161	7～8ページ下の包括的相談支援体制のイメージ図がわかりにくい。「区役所・支所保健福祉センターや様々な支援機関等の相談窓口が連携し、適切な支援につなぐ取組を推進」等の補記が必要。 また、「地域力推進室」「社会福祉協議会」の記載が唐突。「区役所支所各課の制度間の連携と地域福祉の中核的役割となる区社会福祉協議会との連携」等の補記が必要。	1	
162	指針が目指す地域のイメージ図の推進項目3について、社会福祉協議会は各相談支援機関のひとつであり、削除した方がよい。また、「社会福祉協議会」という記載は、区社協のことと読み取るが、学区社協と誤解されるのではないか。	1	
163	指針が目指す地域のイメージ中の地域福祉委員会の記載を工夫すべき。	1	
164	指針が目指す地域のイメージ図に、重点目標を記載すべき。	1	
165	推進項目1⑦地域の特性に応じた活動創出の強化について、「新たな活動」、「新たな担い手」ということで「新たな」という表現が続いているが、京都市内ではすでに様々な団体が多様な支え合い活動を実践している。目新しいものを求めるのではなく、すでにある取組を大切に、応援できる体制を構築することが支え合い活動創出の強化につながるのではないか。	1	
166	推進項目1⑧地域コミュニティ活性化の取組との連携について、「地域活動の効率化や負担軽減」は、すでに実践されている自治会等におけるICT活用等を含めた内容であると思うが、地域住民の非効率なやり方だからこその支え合いもある。また負担軽減と記載することで、負担を強く感じることにつながりかねないので、「魅力を発信する」や「楽しさを感じる」などポジティブな内容の文言を入れられないか。	1	
167	現行指針の「地域住民と関係機関の連携による、平常時からの要配慮者の把握」が削除され、「避難行動要支援者名簿の活用」に限定されていることに違和感がある。	1	
168	指針が目指す地域のイメージにおける京都の地域を担う主体にこれまで市が養成し、また、事業として配置している職種等を追加できないか。	1	
169	イメージしやすいよう具体的な事業や活動内容を盛り込むべき。	1	
170	指針が目指す地域のイメージの推進項目3②「地域生活における多様な課題に対する事業の充実」に記載されている事業等の具体的な内容が見えにくい。	1	
171	市民ひとりひとりが自分ごととして捉えられるようなメッセージ性のある記述や、相談支援機関等の意識が高まるように、京都市における「包括的な相談支援の構築」のイメージをしっかりと示していきたい。	1	

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
172	「指針が目指す地域のイメージ」がわかりやすく、これからの具体的な取り組みを想像しやすい。	1	引き続き、分かりやすい資料による説明に努めます。
173	行政としての意向が見えない。 文字が多く、平面的で推進項目1・2・3のつながりが市民にとってわかりにくい。	1	
174	指針が目指す地域のイメージについて、わかりやすいイメージ図であり、全体を把握、理解する上で参考になる。	1	
175	指針が目指す地域のイメージ図は良くまとまっている。	1	
176	指針が目指す地域のイメージを住民が理解し、我が事として受け止められるよう広報することが大切。	1	引き続き、より多くの市民の皆様にご理解いただけるよう、広報等の充実に努めてまいります。

Ⅵ 第4章 指針の推進・評価体制

177	推進期間は、5年程度が適切である。	1	地域住民、関係機関・団体、行政とが連携し、本指針が目指す地域共生社会の実現に向け、引き続き取組を進めてまいります。
178	定量的評価を基に具体的に分析し、その都度の是正、次期計画への反映の資となる評価体制をお願いしたい。	1	本指針の評価に当たっては、各分野の取組実績や各種活動の件数等の指標を参考にするとともに、京都市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において定期的に進捗状況の点検・評価を行っています。また、推進機関は5年を目途とし、必要に応じて見直しを検討します。

Ⅶ 参考 本市の地域福祉を取り巻く状況

179	本市の地域福祉を取り巻く状況に、全国的なデータとの比較、指定都市での順位などを右側に参考として補記し(全項目が難しければ特徴的なものだけでも可)、特に本市が有する課題、弱み、強みを洗い出し、分析しておく方が、取組の必要性がわかりやすい。	1	本指針は、分野別計画に共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な方向性を指し示す、いわゆる理念計画としての性格を帯びたものとして策定するものであり、その中に指定都市間における数値等の順位付けや、個別課題等の分析を盛り込むことが、地域福祉の推進に効果的であるとは考えておりません。なお、お示ししている本市の地域福祉を取り巻く状況は各福祉分野等の状況をまとめて掲載しているものであり、それぞれの分野において、それぞれの課題や強み等について把握し、事業を推進していくものであると認識しています。
180	「本市の地域福祉を取り巻く状況」において、各統計データにより、見える化されている。こうしたデータを広報誌等で広く市民に伝えることで、地域住民の意識や行動が変化すると思う。	1	引き続き、より多くの市民の皆様にご理解いただけるよう、広報等の充実に努めてまいります。
181	生活困窮に関するデータについて、生活保護と同様に、生活福祉資金もコロナ前との比較が必要ではないか。	1	新型コロナに伴う臨時的な貸付についてはコロナ前は制度自体が存在しないため、比較ができませんが、御意見を踏まえ、住居確保給付金について、平成30年度以降の実績を掲載しました。
182	各行政区単位の地域福祉を取り巻く状況のデータが無い。	1	紙面の容量上、行政区単位での統計データを掲載することは困難です。
183	「雇用形態の変化」を地域における課題の複雑化・複合化の要因の一つとして認識しているのであれば、どのような理由によるものかを具体的に説明し、当該理由の根拠について、「本市の地域福祉を取り巻く状況」にグラフ等で示すことが必要ではないか。	1	グラフを追加しています。
184	本市の地域福祉を取り巻く状況に認知症に関するデータを盛り込むべき。	1	本指針の策定に当たり、参考にさせていただきます。
185	「…加入率は減少傾向」という表記は、統計用語としては「低下傾向」が正しい。	1	記載を修正します。

Ⅷ その他

186	地域力の向上のため「SNS」の活用を進めるという方針はどうか。	2	本市では、「京都市地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定し、「地域の一員」として安心して快適に暮らせる地域づくりを進めていくため、ICTツールの普及・拡大や地域課題への多様な主体の参画など時代の変化を見据えながら、取組を進めております。時代の変化や情報技術の向上に対応しつつ、引き続き、地域力向上の取組を進めてまいります。
-----	---------------------------------	---	---

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方(公開)
187	不登校児が約30万人となる中で、「親の会」や「子どもの居場所」など各地域の活動の情報を集め、行政が一元化し積極的に啓発してほしい。	1	本市では、市内のフリースクール1団体に親の会や学習会の開催を委託するとともに、「こども相談総合案内」及び「こども相談24時間ホットライン」等の電話相談窓口において、希望される相談者に対して、市内のフリースクール等民間団体に関する情報提供を行っています。不登校児童生徒一人一人に寄り添った支援の一層の充実に向け、引き続き、保護者の方が利用しやすい情報発信のあり方を検討してまいります。
188	地域福祉の推進に当たっては、地域住民同士のコミュニケーション、支え合いが大切だと思った。	2	地域住民、関係機関・団体、行政とが連携し、本指針の目指す地域共生社会の実現に向け、引き続き取組を進めてまいります。
189	学区ごとの自治会・町内会加入率を行政と関係機関で共有し、地域福祉推進のための参考として活用したい。	1	学区によって回答率にばらつきがあるほか、算定の基礎となるデータが極めて少ない学区もあり、一律での公表は予定しておりませんが、必要に応じて活用を検討してまいります。
190	職員の人的確保をお願いしたい。	1	今後の取組の参考にさせていただきます。
191	市内に障害者向けのショートステイ、グループホーム、シェアハウスが増えるよう、京都市が土地の確保等の支援を行うべき。	1	担当部署に御意見をお伝えさせていただきます。
192	敬老乗車証の取扱いを見直してほしい。	1	
193	保育士の処遇改善を進めるべき。また、納めた税金は真に必要な事業、人に還元するべき。	1	
194	区役所の窓口が縦割りである。子どもに障害がある場合は特に、手続きをワンストップでできるようにしてほしい。また、学校や教育委員会が福祉施設や福祉制度をもっと勉強し、親身になって親の相談を聞いてほしい。	1	
195	公共交通機関利用の際の障害者手帳提示が精神的な負担となっており、通常の乗車券と同様にIC化するなど他都市の取組を参考に、京都市でも検討してほしい。	1	
196	京都市における救護施設建設の動きが2度にわたって止まっている。救護施設の必要性があっても事業が進められていない状況について、振り返りと事業計画への盛り込みが必要ではないか。	1	
197	孤立しがちな父子家庭に対する支援を充実してほしい。	1	
198	交通ルールやマナーを守れていないことが多く、改善してほしい。	1	
199	子育て世帯と高齢者がどちらも暮らしやすいまちづくりが必要である。市街地に路面電車を通して、子育て世代を呼び込んでどうか。	1	
200	普通車、軽自動車ともに厳正な車庫証明の確認により、京都市の空き家問題や税収問題等の解決につながると思う。	1	
201	高齢者の緊急時に、本人確認やかかりつけ医の連絡先等を明示したものを持ち歩くことを義務付けてほしい。	1	